

戸籍証明書等郵送請求書

※消えるボールペン(フリクション)で書かないでください。

年 月 日

請求者	住 所			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	電話番号	※日中繋がる電話番号を必ず記入して下さい。		
	証明書が必要な 方との続柄	本人・配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他()		
※鏡野町の戸籍で直系の確認ができない場合は、続柄のわかる戸籍の添付が必要です。				

鏡野町の本籍 (字・地番まで)				
--------------------	--	--	--	--

筆頭者氏名		生年月日	年 月 日
戸籍のはじめに書かれている人			

何が 必要 ですか (※手数料は鏡野町のものです)		通数	個人事項証明や除籍(改製原含む) 戸籍附票、身分証明、独身証明の ときは必要な方の名前を記入して下さい。 必要な方の氏名 () 生年月日 年 月 日
1	全部事項証明書 (戸籍謄本) (450円/1通)	通	
2	個人事項証明書 (戸籍抄本) (450円/1通)	通	
3	除 籍・改 製 原 戸 籍 (750円/1通)	通	
4	戸 籍 の 附 票 (謄本) (200円/1通)	通	
本籍・筆頭者・在外選挙人登録情報の記載		有 無	
5	戸 籍 の 附 票 (抄本) (200円/1通)	通	
本籍・筆頭者・在外選挙人登録情報の記載		有 無	
6	身 分 証 明 書 (200円/1通)	通	
7	独 身 証 明 書 (200円/1通)	通	
8	その他()	通	

○最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はご記入下さい

()の()届を 月 日 市区町村役場に提出

○必要な戸籍について希望がある場合は、以下に記入してください。

記入例: ☒ (必要な方の名前)の(出 生)か ら(死 亡)までの戸籍を(1)セット
☐ ()の()から()までの戸籍を()セット
☐ ()の()のわかる戸籍を()セット

※権利請求をされる場合は下記に記入して下さい。

☐被相続人(亡くなられた方)である()の相続のために、相続人(請求者)である()
が相続人()または被相続人の戸籍等証明書を請求する。
提出先は()である。

☐その他→上記に該当しない方はどのような戸籍が必要か詳しく記入して下さい。

郵送による戸籍証明書の請求方法について

全部事項証明書(謄本)、個人事項証明書(抄本)、除籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地で発行できます。ただし、令和6年3月1日より本籍地以外の市区町村の窓口でも、全部事項証明(謄本)、除籍謄本等が請求できるようになりました。(委任状請求不可)

請求できる人・・・本人、配偶者、本人の直系にあたる父・母・子・孫

(上記以外の方が請求される場合は原則として委任状が必要です)

【請求時に必要なもの】

① 郵送請求書

請求書を印刷できない方は、便せんなどの紙に必要事項をご記入ください。

② 定額小為替

定額小為替
¥〇〇〇

ゆうちょ銀行(郵便局)で購入
(発行日より6か月以内のもの)

③ 返信用封筒

切手
氏名
返送先住所

基本的に返送先は
請求者の住所地となります。

④ 本人確認書類のコピー

住所
氏名
生年月日

免許証や
保険証など

住所が裏面に記載されている場合は裏面もコピーして下さい。保険証をコピーされる場合は被保険者の記号や番号を消してコピーして下さい。
旅券(パスポート)は戸籍郵送請求の際の

切手
〒708-0392
岡山県
岡山市
鏡野町
鏡野町役場
戸籍係
宛
竹田六六〇

※ 返信用封筒について

返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼ったものをご用意ください。
申請通数が多いときや、ご心配なときは切手を余分に入れてください。
余った切手は同封してお返します。
お急ぎの場合は、通常料金に速達料金を追加してください。

※ 申請書を受理してから発送まで2～3日かかりますので、
余裕を持って申請していただくようお願いします。

【郵送請求の際の注意】

- ☆ 現在の戸籍は、夫婦と未婚の子どもで構成されています。一般的に、結婚されると親の戸籍から除籍されて、配偶者とともに新しい戸籍が出来ます。このときに、氏を変更されなかった方が戸籍の筆頭者となります。また、亡くなられても筆頭者は変わりません。
- ☆ 本人から委任されて、第三者が申請をする場合、必ず**本人が自署した委任状(誰が誰に、何を何通請求する権利を委任するか等を詳しく記入したもの)の原本**が必要になります。
- ☆ 身分証明書は、本人以外の申請ではお出し出来ません。本人以外の方が申請するときは、必ず**本人が自署した委任状の原本**を同封してください。
- ☆ 「戸籍の附票」とは、住所の流れを表したものです。書き込む欄がいっぱいになったり、戸籍が改製されると附票も改製されます。戸籍の附票を請求するときは、**どこからどこまでの住所の流れが必要なのか**、ご記入の上申請してください。
- ☆ 申請内容に不備があると、請求書をお返しがすることがあります。
- ☆ マイナンバーカードをお持ちの方は「鏡野町電子申請・届出システム」のアプリを利用しスマートフォンでの申請が可能です。手数料はクレジット決済のため、為替・返信用封筒は不要です。



- ☆ 偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、5万円以下の過料に処せられます。
(戸籍法第121条の2)

※その他、不明点は下記までお問い合わせください。

鏡野町役場 戸籍係 電話 (0868)54-2985